

南国市制限付き一般競争入札実施要綱

（目的）

第1条 この要綱は、南国市（以下「市」という。）が発注する建設業法（昭和24年法律第100号）第2条第1項に規定する建設工事、役務の提供に係る委託等（以下「建設工事等」という。）の入札にあたり、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「施行令」という。）第167条の5の2の規定に基づく制限付き一般競争入札（以下「一般競争入札」という。）を実施することについて、必要な事項を定めることを目的とする。

（対象工事等）

第2条 一般競争入札の対象とする建設工事等（以下「対象工事等」という。）は、原則、土木一式工事について予定価格130万円（消費税及び地方消費税を含む。以下同じ。）を超えるものとする。ただし、一般競争入札に付することが適当と認められる建設工事等についても、この規定を適用することができる。

2 前項の規定に定める土木一式工事であっても、次に掲げる場合はこの規定を適用しないことができる。

- （1）災害復旧など緊急を要する工事
- （2）特殊専門的で対象が限定される工事
- （3）その他南国市契約等審議会が、一般競争入札に付することが適切でないと認めた工事

（対象業者）

第3条 一般競争入札に参加することができる者の範囲は、予定価格の区分により、別に定める南国市制限付き一般競争入札実施基準（以下「実施基準」という。）の定めるところによるものとする。

（対象工事等の決定）

第4条 対象工事等の決定及び一般競争入札に参加する者に必要な要件の設定等は、南国市契約等審議会の議を経て行う。ただし、予定価格3000万円未満の建設工事であり、実施基準により一般競争入札を行う場合は、この規定を適用しないことができる。

（公告）

第5条 一般競争入札に付する建設工事等については、市役所内閲覧室にその内容を公告し、その写しを市のホームページにて閲覧に供するものとする。

（参加資格）

第6条 一般競争入札に参加しようとする者（以下「入札参加者」という。）は、次の各号に掲げる要件を有する者とする。

- （1）市の一般競争入札参加資格を有する者で、対象工事等と同種の業種について、

建設業法に基づく建設業の許可を受けている者、又は、営業に関し法律上必要な資格を有している者。

(2) 施行令第167条の4の規定に該当しない者。

(3) 銀行取引停止等の事実があり、経営状況が著しく不健全であると認められる者でないこと。

(4) 会社更生法（平成14年法律第154号）第17条の規定に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）第21条第1項の規定に基づく再生手続開始の申立てがなされていない者であること。ただし、会社更生法の規定に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法の規定に基づく再生手続開始の申立てがなされた者であっても、手続き開始の決定後、入札参加資格の再審査を受けた者については、この限りでない。

(5) 公告の日から入札の日までの間に、本市から指名停止措置（指名回避を含む）を受けていない者。

(6) 前各号に掲げる者のほか、対象工事等ごとに特に必要と認めて定める要件を満たしている者。

（参加申請）

第7条 入札参加者は、制限付き一般競争入札参加資格確認申請書（様式1）、同種工事の施工実績（様式2）及び配置予定技術者名簿（様式3）を、公告により指定した日時までに契約担当課に提出しなければならない。

（入札参加の取消）

第8条 入札参加者が、開札までに第6条の規定による資格を喪失した場合は、当該入札の参加を取り消すものとする。

（入札の執行）

第9条 一般競争入札においては、予定価格の制限の範囲内（最低制限価格を設けた場合は、予定価格と最低制限価格の範囲内）で最低の価格で入札した者を落札候補者とし、落札候補者の次の順位の価格で入札した者を次順位者とする。

2 入札の結果は、開札時に第1位から第3位までの落札予定者及び入札金額を口答で発表する。

3 落札予定となるべき同価の入札をした者が2人以上あるときは、くじ引きにより落札予定者を決定する。

（資格審査）

第10条 落札予定者を決定した場合は、速やかに資格の有無を審査し、必要に応じて審査に必要な書類の提出を求めるものとする。

2 審査の結果、当該落札予定者に資格がないと認めたときは、次順位の者を、また、その者にも資格がないと認めたときは、第3位の者までを落札予定者としてすることができる。

(落札者の決定)

第11条 前条の規定による資格審査の結果、資格があると認めたときは、その者を落札者として決定するものとする。

(入札結果の公表)

第12条 入札の結果は、遅滞なく公表するものとする。

(入札の中止等)

第13条 入札を公正に執行することができないと認められる場合、又は不正行為の疑いがある場合は、入札を延期し、又は取りやめるものとする。

2 入札参加者が2者未満となることが明らかになったときは、入札を中止する。

3 前2項に規定するもののほか、特別な事情により入札を執行することが困難と認められる場合は、入札を中止することができる。

(その他)

第14条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は市長が別に定める。

(附則)

この要綱は、平成19年6月1日から施行する。

(附則)

この要綱は、平成20年6月1日から施行する。

(附則)

この要綱は、平成21年6月1日から施行する。